広報あみ

人と自然が織りなす，輝くまち

2022
No.731
2
令和４年
１月28日発行

成人おめでとうございます！

広報あみ 2
2022
No.731

主な内容

新成人の抱負 … 4

外部評価を行いました … 6

マイナンバーカードを郵便で受け取ろう … 7

災害に対するご家庭での備え … 8

県民交通災害共済 … 9

今月の表紙

「令和３年度阿見町成人式」は１月９日に町民体育館で行われました。

阿見･朝日･竹来中学校の三学校区合同での開催が恒例となっていましたが、今年度は各学校区ごとに成人式が挙行されました。

コロナウイルス感染症対策のため、入場時のワクチン接種証掲示･未接種者等への抗原検査を実施しました。

例年とは異なる開催形式でしたが、新成人の皆さんは友人との久しぶりの再会に笑顔を浮かべていました。

人口と世帯

総人口	49,010 人	（＋ 9）
男　性	24,488 人	（＋ 5）
女　性	24,522 人	（＋ 4）
世帯数	20,772 世帯	（＋ 7）

１月１日現在、常住人口ベース
※（　）内は前月比、総務課調べ

防災行政無線フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます。
（通話料は無料です）

☎0120-131-813

あみメール登録お願いします

スマートフォン等で
t-ami@sg-m.jp まで空メールを送信していただくか、左記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。

Twitter　YouTube 情報発信中！

町公式 YouTube チャンネル、町公式 Twitter においても町の情報を発信しています。

▼Twitter　▼Youtube

新成人の抱負

中学校在学当時、生徒会長としてご活躍された３人の新成人の皆さんが壇上で抱負を述べられました。※原文のまま掲載

平方曜さん
（阿見中卒）

本日は、私たちのためにこのような盛大な式典を挙行していただき、誠にありがとうございます。また、町長をはじめ、ご来賓、ご臨席してくださいました皆様に、お祝いと激励の言葉を賜りまして、新成人一同を代表して、心より感謝申し上げます。そして、今日まで私たちを育て、励まし、ご指導いただきました家族や先生方、地域の皆様に、本日私たちが無事成人を迎えたことをここにご報告するとともに、感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

私たちは二十歳という大きな節目を迎え、1つ1つの言動に大きな責任が生じることを改めて自覚しなければなりません。世の中は千変万化であり、未来を想像することは容易ではありません。私たちはそのような状況の中で、試行錯誤を繰り返し、社会のため、そして自分自身の明るい未来をつくるために模索しなければなりません。とはいえ、私たちは社会人として未熟であり、時には人生の先輩である皆様の助けを必要とすることがあるかもしれません。その際は、どうか温かい目でご指摘、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

成人としての晴れの門出を迎えた今、大人としての自覚を持ち責任のある社会人として常に前向きに歩んでいくことを誓い、新成人としての挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

斎藤未蘭さん
（朝日中卒）

本日は、私たちのためにこのような式典を挙行していただき、誠にありがとうございます。また町長をはじめ、ご来賓、ご臨席してくださいました皆様にお祝いと激励の言葉を賜り、新成人一同を代表して、心より感謝申し上げます。

さて、中学校の卒業式から5年が経ちました。新成人の皆さん、どうでしょうか、成長できましたか？この5年間で何か得られましたか？　少し考えてみてください。正直なところ、私が同じ質問をされてもうまく答えられる自信はありません。しかし成長を意識する暇もないくらい充実し、若い時を謳歌できていたのではないでしょうか。

時が過ぎるのはあっという間です。着実に、一年が過ぎるスピードは速くなっています。それは、大人としての自覚や責任という言葉にピンとこないわけです。それでも、私たちは自覚していく必要があります。自分のこれからのことや、コロナ禍を迎えた激動の時代、そして周りの大切な人たちについてです。このようなことを言っている側から、私の心は既に「まだ甘えていたい、大人になりたくない」と駄々をこね始めていますが、もう腹を括るしかありません。

アメリカのある詩人が言いました、「青春とは人生のある時期ではなく、心の持ち方をいう」と。私たちも多過ぎるキラキラした思い出を携えて、そしてずっと変わらない少年少女のような気持ちでいたいものです。

最後になりましたが、私たちを見守ってくださる方々、そして家族に心からの感謝の気持ちを伝えたいです。ありがとうございます。社会人として一生懸命生きていくことを誓いまして、新成人の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

星野尚翔さん
（竹来中卒）

本日はこのようなご時世の中、私たちのために式典を挙行して頂き、誠にありがとうございます。また、町長をはじめ、ご来賓、ご臨席してくださいました皆様よりお祝いと激励の言葉を賜り、新成人一同を代表し、心より御礼申し上げます。

さて、私たちは二十歳という節目を迎え、新成人として社会への新たな一歩を踏み出しました。これからは自らの行動に責任を持ち、自らの足で社会を歩いて行かなくてはいけません。しかし、これは簡単なことではないと考えています。実際、地震や豪雨災害、新型コロナウイルスの流行など社会はいつどのようなことが起きるかわかりません。それらを自分一人で乗り越えていくことは難しいと私は思います。だからこそ、壁にぶつかったときには一人で考えるのではなく、時には友人や家族などに助けを求めることも大切であると考えます。

最後になりましたが、本日無事に成人式を迎えることができたのはこれまで私たちを支えてくださった両親や先生方、地域の皆様のおかげです。感謝の気持ちを忘れずに今日この場にいる仲間とともに希望に向かって歩んでいくことを誓い、新成人代表のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

式典協力者のご紹介

「思い出に残るすばらしい成人式にしたい」と、受付や会場整理等にご協力いただいた10人の新成人をご紹介します。

橋本拓矢さん
（阿見中卒）
新成人として自覚を持ち、感謝の気持ちを忘れずに、何事にも挑戦し続けられるよう努力をします。

小菅菜名子さん
（阿見中卒）
大人としての自覚を持って、恥じない言動を心がけたいと思います。

川鍋拓哉さん
（阿見中卒）
一日一日を無駄にしないよう、意味のあるものにする為に、何事も自ら行動します。

遠藤大さん
（阿見中卒）
「反省はするが後悔はしない」をモットーに日々精進して参ります。

小島彩輔さん
（竹来中卒）
成人したといって特別に抱負はありません。おもいやりを持って人や世の中と接していきます。

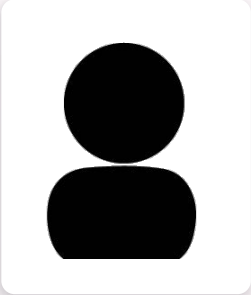

匿名希望
（竹来中卒）
大人の自覚を持ち、周りに愛を持って接し、温かい人になれるよう過ごしていきます。

濱崎鉄平さん
（朝日中卒）
二十歳になり、大人になる自覚を持ち何をするにも考えを持って行動していきます。

山谷陽平さん
（阿見中卒）
自分を卑下せずに行動し、それに伴う責任を忘れずに精進してまいります。

町内在住の黒井寛さんの指導の下、式典協力者の皆さんに成人式会場に設置したバルーンアート・フォトブースを作成していただきました。
当日は新成人の皆さんにブースを使って写真撮影を行っていただくことができました。
ご協力いただきありがとうございました。

本田晃久さん
（竹来中卒）
今までは様々な方々に助けられました。これからは大人の仲間入りをして、周りの人々を助けられるような人になります！

高野夏海さん
（竹来中卒）
誰もが知っているBIGな有名人になります！

来年度以降の成人式について

来年度以降の成人式についての実施方法・対象年齢等については、本誌17ページをご覧ください。

行政改革にご理解をお願いします
外部評価を実施しました

問い合わせ　財政課☎888-1111（221・222）

町では、簡素で効率的な行政運営を推進するため「阿見町行政改革大綱」を策定し、これまでも事務事業の見直しや人件費削減などの改革に取り組んできました。

一方で、その時代の町民ニーズに応じてサービスを拡充してきており、現在は第6次総合計画に基づき総合的・横断的に【参加】【支え合い】【賑わい】という3つのテーマを設定し、施策を進めています。

今後もその時代の町民ニーズに応えていき、一方でさらなる少子高齢化や公共施設の老朽化に対応していくためには、財源の確保を図るとともに、限られた財源の中で選択と集中を図っていかなくてはなりません。

そこで、令和3年度は行政改革推進委員会において町が支出する補助金に対して外部評価を行いました。現在、町内部で改善の検討を進めているところです。

外部評価は来年度以降も実施する予定です。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

▼サービスの拡充と行政改革

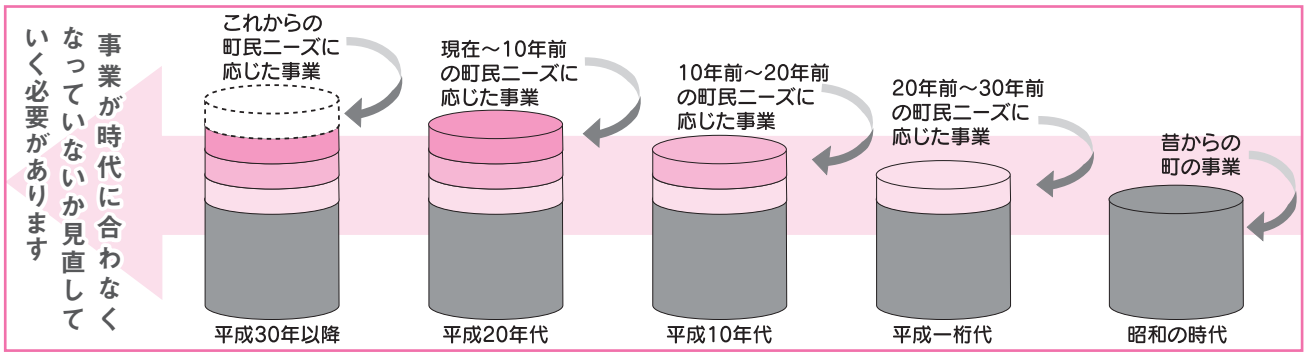

■外部評価の結果

※事業の方向性として、▼継続▼条件付きで継続▼廃止のいずれかで評価がされました。また、付帯意見が挙げられていますので、合わせて掲載します（付帯意見は要約しています）。

▼自主防災組織補助金
『条件付きで継続』＝アンケート等を実施し、ニーズに沿った事業展開を図っていくべき

▼生垣設置奨励補助金
『条件付きで継続』＝町民や事業者のニーズを把握した上で、事業目的に合わせた見直しをすべき

▼沿道景観形成モデル事業補助金
『廃止』＝事業の目的、成果を再度検証し、事業の見直しをすべき

▼町介護員養成研修受講支援補助金
『条件付きで継続』＝補助金の効果が少ないため、要綱改定を検討し、介護人材の確保に向けた事業に取り組むべき

▼遠距離通学者補助金
『条件付きで継続』＝利用者も限定的であることから、公平性を踏まえて、事業の展開を図っていくべき

▼ヘルメット購入補助金
『条件付きで継続』＝補助金の見直しを検討し、ニーズを把握した上で、適切な事業展開を図っていくべき

▼町青少年相談員連絡協議会補助金
『条件付きで継続』＝事業や情報発信等の見直しを図り、相談員の定数確保のため、手法を検討し事業展開を図っていくべき

▼町子ども会育成連合会補助金
『条件付きで継続』＝社会情勢、ニーズを把握した上で、事業の改善を図っていくべき

■町の対応方針

現在、町の内部組織である『行政改革推進本部』が中心となり、外部評価の結果と付帯意見を踏まえ、事業のあり方や方針を検討しています。

※必ずしも外部評価の結果がそのまま町の方針となるものではありません

●町の行政改革に関するご意見やご提案がありましたら、メール・ファクシミリ・お手紙などでお寄せください

交付をスムーズに！
マイナンバーカードを郵便で受け取ろう！

マイナンバー
PR キャラクター
マイナちゃん

町民課☎888-1111(126･127)

マイナンバーカードの申請方法について、従来の受け取りの際に本人確認を役場へ来庁して行う「交付時来庁方式」に加え、新たに役場で申請時に本人確認を行い、後日マイナンバーカードを本人限定により郵送または郵便窓口で受け取る「申請時来庁方式」を開始しました。

申請時来庁方式とは

マイナンバーカードの申請をする際に役場へ来庁していただき、本人確認等の所定の手続きを行っていただくことで、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で受け取る方法です。申請は町職員がサポートし、写真も無料で撮影します。

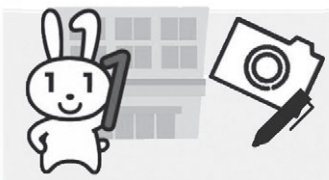

町役場町民課で申請
下記必要書類をお持ちください
受付:午前 9 時～午後 4 時 30 分
※正午～午後 1 時、土･日･祝日、年末年始を除く

郵便受け取り日時指定
本人限定受取郵便の通知が届きます。受け取り日時を郵便局にお伝えください。

本人が郵便を受け取り
指定日時に郵送、または直接郵便局で受け取っていただき、交付が終了となります。

申請できる人

次の条件をすべて満たす人
▼申請者本人が来庁できる人（15 歳未満または成年被後見人の場合は、必ず法定代理人の同行が必要）
▼初めての申請の人
▼郵便局で転送手続きをしていない人
▼暗証番号の入力を町職員が代行しても差し支えない人

必要書類

❶通知カードまたは個人番号通知書
❷本人確認書類（❶を持っている人:A 1 点または B 2 点、❶を持っていない人:A 2 点または A･B 各 1 点）
※有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります
❸住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）

Ⓐ 写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

Ⓑ 健康保険証、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、生活保護受給者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、その他に会社の社員証、学生証など「氏名･生年月日」または「氏名･住所」が記載されたもの

※ 15 歳未満の人または成年被後見人の人が申請する場合は、あわせて法定代理人の本人確認書類（A 1 点または B 2 点）や代理権の確認書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）が必要（戸籍謄本については、本籍地が阿見町の場合または本人と法定代理人が同一世帯かつ親子関係にある場合は不要）になります

注意事項

▼必要書類が不足している場合は、「交付時来庁方式」での受付となり、マイナンバーカード受け取り時にも来庁していただく必要があります
▼マイナンバーカードの申請から受け取りまで 1 か月～ 2 か月程度かかります
▼申請には 20 分～ 30 分ほどかかりますので、時間に余裕をもってお越しください
▼通知カードおよび住民基本台帳カードは申請時に返納していただきます。マイナンバーおよび本人を確認するものが無くてお困りになる人は、「交付時来庁方式」をご利用ください

災害に対するご家庭での備え
～これだけは準備しておこう～

令和３年12月には、国内で震度５弱の地震が立て続けに発生しました。震災時に被害を最小限にとどめるには、自分のことは自分で守る『自助』が大切です。いつ起きてもおかしくない大地震に備え、家具の転倒防止など安全対策に取り組むとともに、災害時においてどのように行動すべきかを確認しておきましょう。

防災危機管理課☎888－1111(277)・防災行政無線フリーダイヤル☎0120－131－813

家具の置き方を工夫しよう

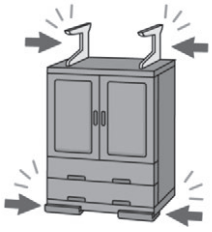

▼大地震が発生したときには「家具は必ず倒れるもの」と考えて、家具は壁に固定するなど転倒防止対策をしておきましょう
▼寝室や子ども部屋には、できるだけ家具を置かないようにしましょう
▼倒れた時に出入り口をふさいだりしないよう、家具の向きや配置を工夫しましょう

食料・飲料などを備蓄しよう

▼電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきましょう
▼防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ、普段の生活の中で利用されている食品等を備えるようにしましょう

非常用持ち出しバッグを準備しよう

▼自宅が被災したときは、公民館や小中学校等の避難所で避難生活を送ることになるかもしれません
▼非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう

避難経路や避難先を確認しよう

ハザードマップの確認もしましょう

▼災害が起きた時でも慌てず避難できるよう、普段から家族で避難経路や避難先について話し合っておきましょう
▼別々の場所にいるときに災害が発生した場合でもお互いの安否を確認できるよう、日ごろから安否確認の方法や集合場所などを事前に話し合っておきましょう

●避難所の開設・混雑状況が確認できます！

町内避難所の開設・混雑状況は、いつでもインターネット上でご確認出来ます。町ホームページや以下の二次元コードを読み取り、開設・混雑状況をご確認ください。

●町メール配信サービス「あみメール」を登録しましょう！

災害情報（気象情報や災害時の避難情報など）や防犯情報のほか、町のイベント情報などが配信されます。

t-ami@sg-m.jp に空メールを送信、もしくは右記二次元コードを読み取り、登録してください。

県民交通災害共済

小さな備えでたしかな安心。

2月1日から令和4年度の加入受付開始

全加入者の共済期間が令和4年3月31日で終了します。継続加入手続きはお早めに！

問い合わせ　生活環境課☎888－1111（253・254）

県民交通災害共済は、県内在住者を対象とした、交通事故災害の救済制度です。加入者には日本国内で生じた交通事故災害に対して、見舞金を給付します。

会費・見舞金等

●**会費（1年間）**
▼**大人**：900円
▼**中学生以下（4月1日現在）**：500円

●**見舞金**
▼**死亡**：100万円
▼**最高傷害**：30万円
▼**身障見舞金**：50万円

申し込み方法等

所定の申込書に記入し会費を添えて役場2階生活環境課かうずら出張所に申し込む。

令和4年度の加入受付は、2月1日から開始します。

共済期間は4月1日（4月1日以降申し込みの場合は、申し込み日の翌日から適用になります）から令和5年3月31日までです。

また、昨年度に引き続き今年度も、更新者への加入案内の郵送および休日の加入手続きの場所を追加する対応となりました。詳細は別添回覧でお知らせします。

対象になる事故

共済期間中の

▼日本国内の道路上を運行中の自動車・バイク・自転車等の接触・衝突・転落・転覆などの事故による人の死傷

▼踏切道での電車等との接触・衝突事故による人の死傷

が対象です。

給付できない場合

●**共済見舞金の全部**：

▼会員または見舞金受取人の故意による事故

▼会員が無免許・酒気帯び運転中に生じた事故またはその事実を承知で同乗していた事故

▼地震・洪水・暴風・そのほかの天災で生じた事故

●**共済見舞金の全部または一部**

▼正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき

▼会員または見舞金受取人の重大な過失による事故

▼そのほか法令に違反し組合長が不適当と認める事故

請求手続き等

●**共済見舞金の請求方法**

次の❶～❺の書類と印鑑を持参のうえ役場2階生活環境課に請求する。

❶**会員証**

❷**運転免許証**（免許の必要な車両を運転中の事故のとき）

❸**交通事故証明書**（自動車安全運転センター所長発行のもの）

※この証明書がない場合は、指定の証明書類により9等級（3万円）までの制限支給になります

❹**診断書**（医師の診断書・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術証明書が必要。見込み診断書不可）

※同日に2か所以上の治療機関に通院しているときは、1日として計算

❺**委任状**（請求人（未成年の場合親権者）以外の人が請求するとき）

●**請求期間**：事故発生日の翌日から2年以内

●**身障見舞金とは**：共済期間中の交通事故による傷害が原因で、その後1級または2級の身体障害者となったときは、共済見舞金とは別に、身障見舞金として50万円が支払われます

国保・後期高齢者医療制度の被保険者が交通事故など第三者の行為による負傷にあったときは

必ず届け出を！

国保年金課国保係・後期高齢医療福祉係☎888-1111（131～135）

交通事故やけんかなど第三者の行為による負傷で治療を受けたときの医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、届出をすることにより、国保や後期高齢者医療制度を使って治療を受けることができます。

■医療費は加害者が負担

交通事故など第三者の行為による負傷は、原則として加害者に責任があります。このため、国保・後期高齢者医療制度が負担した医療費は、後日加害者に請求することになります。

この請求を適正に行うためにも、第三者の行為による負傷において国保・後期高齢者医療制度で治療を受けるときは、必ず国保年金課へ届け出をしてください。

※国保加入者は、治療の際に医療機関（整骨院等を含む）の窓口で、第三者行為届出済証明書の提示が必要です

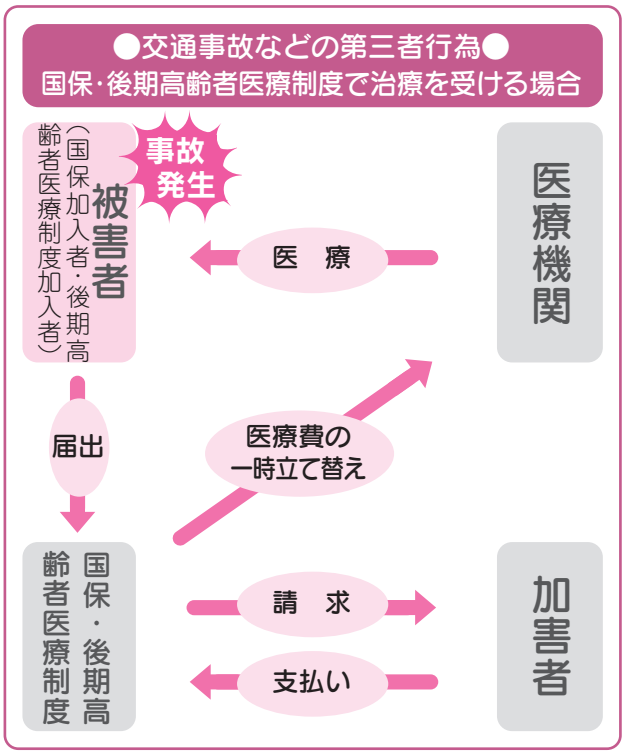

■第三者の行為に該当する場合とは？

次のケースで保険診療を希望するときは、国保年金課へ『第三者行為による傷病届』の届出が必要となります。▼交通事故にあったとき▼けんかに巻き込まれたとき▼他人のペットに咬まれたとき―など

■交通事故にあったときは？

❶警察に届け出る

交通事故にあったら速やかに警察に届け出て、自動車安全運転センターから『交通事故証明書』を発行してもらいます。

❷国保年金課窓口に届け出る

▼印鑑▼健康保険証▼交通事故証明書（後日でも可）▼運転免許証（車・バイクなどの場合）―を持参して、国保年金課の窓口へ届け出をしてください。

※相手のいない自損事故の場合も、必ず届け出をしてください

■交通事故にあったときの注意点

●事故の相手を確認する

お互いの連絡先・車のナンバー・運転免許証（住所・氏名など）・加入している保険会社などを確認します。

●医師の診察を受ける

事故直後はショックで痛みを感じなくても、負傷している場合があります。また、損害賠償請求には多くの場合、診断書や医療機関の領収証が必要となります。

■示談を結ぶ前に届け出・手続きを

国保年金課に届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、国保・後期高齢者医療制度が使えなくなることがあります。

示談を結ぶ前に必ず国保年金課にご相談のうえ、必要な届け出・手続きをしてください。

■こんなとき国保や後期高齢者医療制度は使える？

Q交通事故加害者としてケガをした場合は？

A届出をすれば使えます

ただし、飲酒運転や無免許運転などの故意の犯罪行為だった場合は、給付制限に該当し、医療費は全額自己負担となります

Q仕事中や通勤途中での事故は？

A労災保険が優先適用されます

業務中や通勤途中の事故によるケガは、労災保険で治療を受けるのが原則です

国民年金は、まず届出から

結婚や就職・転職・退職などにより国民年金の加入の仕方が変わることがあり、その都度届出が必要になります。届出を忘れると、将来受け取る年金額が減額されたり、受け取れなくなる場合もあります。届出は、忘れずに行いましょう。

国保年金課国民年金係☎888-1111（136・137）

	届出が必要なとき		種別（※1）	届出先
第1号被保険者	20歳になった（厚生年金・共済組合の加入者を除く）		第1号	国保年金課
	会社・役所などに就職した	厚生年金に加入	第1号→第2号	勤務先
		共済組合に加入		
	任意加入する		任意加入被保険者	国保年金課
	海外に転出する人が引き続き国民年金に加入する		第1号→任意加入	国内に親族が いる　…最終住所地の市町村 いない…最終住所地を管轄する年金事務所
	保険料を納めるのが困難		第1号	国保年金課
	保険料を口座振替で納めたい		第1号	金融機関・年金事務所　※3
	年金手帳を紛失・棄損した　※2		第1号	国保年金課・年金事務所　※3
第2号被保険者	会社・役所などを退職した	本人	第2号→第1号	国保年金課
		扶養されている配偶者	第3号→第1号	
	会社などを退職し、配偶者（第2号被保険者）の扶養になる		第2号→第3号	配偶者の勤務先
	住所・氏名が変わった		第2号	勤務先
	年金手帳を紛失・棄損した　※2		第2号	勤務先
第3号被保険者	20歳になった		第3号	配偶者の勤務先
	会社・役所などに就職した	厚生年金に加入	第3号→第2号	勤務先
		共済組合に加入		
	配偶者が会社を変わった（加入制度が変わらない場合を除く）		第3号	配偶者の新しい勤務先
	配偶者（第2号被保険者）に扶養されるようになった		第1号→第3号 第2号→第3号	配偶者の勤務先
	収入増・離婚で配偶者の扶養から外れた		第3号→第1号	国保年金課
	住所・氏名が変わった		第3号	配偶者の勤務先
	年金手帳を紛失・棄損した　※2		第3号	年金事務所　※3

※1　**種別：▼第1号被保険者：**自営業者・農林漁業従事者・学生・無職の人など　**▼第2号被保険者：**会社員・公務員
▼第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

※2　令和4年4月1日以降、年金手帳に代わり基礎年金番号が確認できる書類として、基礎年金番号通知書が交付されます。なお、現行の年金手帳については、引き続き使用できます

※3　土浦年金事務所☎825-1170　までお問い合わせください

町食生活改善推進協議会だより

食生活改善推進協議会
シンボルマーク

町食生活改善推進員は、『私達の健康は私達の手で』を活動の合言葉に、町内の各地区で望ましい食生活について普及活動を行っているボランティア団体です。昨年も、新型コロナウイルスの影響で10月まで活動が中止となりましたが、11月から研修会が開催されました。11月の研修会では、免疫力アップの内容について学びました。今回は、研修会で学んだ内容についてお伝えします。

町食生活改善推進協議会事務局（健康づくり課内）☎888-2940

免疫力を高めるためにはバランスの良い食事・適度な運動・十分な休息をとることが必要です。

食生活のポイントは主に３つあります

■食事で免疫力アップ

❶バランスのよい食事を心掛けましょう
- ▼主食（ごはん・パン・麺類など）
- ▼主菜（魚・肉・卵・大豆製品など）
- ▼副菜（野菜・きのこ・海藻など）
- ▼その他（牛乳・乳製品・果物など）

なるべく品数を多くとりましょう。

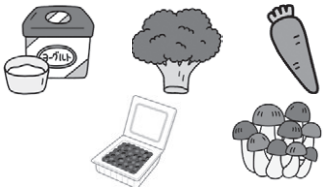

「主食」「主菜」「副菜」をそろえるとバランスが良くなります。

❷腸を元気にする発酵食品（ヨーグルト・納豆・キムチなど）をとりましょう

❸野菜類、きのこ類を積極的にとりましょう
食物繊維は、腸の働きをよくし、病気の予防効果があります。

■体を動かすことが大切です
ウォーキング、ストレッチ、スクワットなど。

■休養はしっかり取りましょう
睡眠不足は免疫機能を低下させます。

まだまだ感染に注意しながら生活していく必要があります。感染症に負けない健康づくりを心がけましょう。

免疫力アップのレシピをご紹介します

ひじきとほうれん草のおから和え（2人分）

▼材料
- 芽ひじき……4g
- ほうれん草……60g
- にんじん……50g
- マヨネーズ……20g
- 無調整豆乳……30cc
- おからパウダー…大さじ3（18g）
- しょうゆ……大さじ1/3

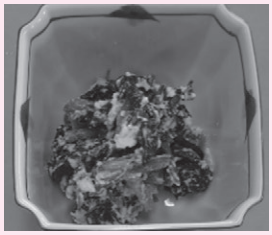

▼作り方（調理時間：20分）
❶ひじきは水で戻す。ほうれん草はゆで、冷水にとって冷まし、水気を絞って4㎝幅に切る。にんじんは皮をむき千切りにし、ゆでる
❷マヨネーズ、おからパウダー、しょうゆ、豆乳を入れて混ぜ、❶を加えて混ぜる

▼栄養価（1人分）
▼エネルギー136kcal ▼たんぱく質4.1g ▼食物繊維6.4mg ▼食塩相当量0.7g

私たちと一緒に活動しませんか？

令和３年度の食改養成講習会を修了した人が、令和４年４月より新会員として活動します。また、以前活動していたけれど退会された人で、この機会に活動を再開したいという人がいらっしゃいましたら、ぜひ事務局までご連絡ください。

多面的機能支払交付金のご案内

本事業では、農地の持つ「国土の保全」「洪水抑制」「地下水涵養」「文化の伝承」「景観の形成」「生態系の保全」といったさまざまな機能を発揮させることを目的とし、地域の皆さんに地域資源の維持･管理をしていただきその活動に要した資材費や、活動へ参加していただいた皆さんへの日当等の費用について支援をしています。

農業振興課☎888-1111（183）

農地維持支払交付金

活動内容
農地法面の草刈り･水路の泥上げ･施設の点検など

活動組織
▼農業者のみで構成される活動組織
▼農業者およびその他の者（地域住民･団体など）で構成される活動組織

資源向上支払交付金

活動内容
施設の軽微な補修･水質調査･植栽活動など

活動組織
▼農業者およびその他の者（地域住民･団体など）で構成される活動組織

活動の様子(小池地区環境保全活動組織)

水門の点検

農地法面草刈り

水路の泥上げ

活動組織	面積(a)
掛馬･島津環境組織	9,473
上条環境保全組合	3,357
君島環境保全組合	2,814
塙環境保全組合	1,952
大形環境保全組合	843
追原環境保全組合	3,218
竹来保全会	746
飯倉環境保全組合	1,805
下吉原地区環境保全活動組織	1,643
福田地区環境保全組合	4,756
上長地区環境保全活動組織	2,391
西方地区環境保全組合	1,206
上郷地区環境保全活動組織	3,466
小池地区環境保全活動組織	2,878

▼問合せ
農業振興課☎ 888-1111(183)
※平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

〈広告欄〉

屋根・外壁・室内塗装
見積り無料
（有）金久保塗装工業
〒300-0331茨城県稲敷郡阿見町阿見4630-12
TEL 029-887-4305 FAX 029-887-7714
HP: https:www.kanakubo-p.jp
E-mail penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp

雑貨・家具・犬服販売 BASE nello
犬服・おもちゃ取り扱っております♪
店内ミニドッグランあり、ペット同伴OK!!

nello design
TEL.029-888-6119
株式会社 ネロ・デザイン
稲敷郡阿見町吉原2011-4 BASE nello 1F

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ http://www.yokaren-heiwa.jp/

予科練平和記念館☎891-3344　開館時間：月曜日を除く午前９時～午後５時

「第一海軍航空廠（しょう）❶」

1921（大正10）年に霞ヶ浦海軍航空隊（現茨城大学農学部一帯）ができてから、長らく海軍の重要な拠点となってきた阿見原の地ですが、1941（昭和16）年10月、霞ヶ浦海軍航空隊に隣接して航空機の修理や調達、補給を迅速に行うことを目的とした大規模な工場が建設されました。海軍航空廠です。

この施設は、太平洋戦争開戦にあたり戦時体制に対応するためのもので、霞ヶ浦海軍航空隊ばかりではなく、国内外の航空隊に５か所の航空廠と４か所の支廠が作られました。

霞ヶ浦海軍航空隊のものは「第一海軍航空廠」と名付けられ、千葉県の木更津海軍航空隊に次いで国内で２番目に大きい工場でした。場所は、現在の陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地（土浦市右籾（みぎもみ））があるところです。敷地内には「大型機体修理工場」「発動機試運転場」「板金工場」「小型機体修理工場」「製図工場」「木工プロペラ工場」などさまざまな工場が立ち並び、それぞれ海軍軍人と一般に採用された工員、徴用工（動員された労働者）の人たちなどで作業にあたっていました。資材の運搬と整備が済んだ航空機を運ぶため、現在のJR常磐線荒川沖駅から廠内に引き込み線が引かれていました。

また、航空廠には工員養成所も併設されていました。養成所では、今の中学２年生に相当する年齢の少年を採用し、一般科目とともに技術者になるための勉強を教えていましたが、技術を学べてお給料ももらえるということで人気があったようです。第１期生は約800人、第２期生は約870人も集まったといいますが、寮生活で朝から晩まで生活を管理され、何かあると体罰なども

第一海軍航空廠開庁記念絵葉書（当館蔵）

あったようで、実態は戦時中の予科練生の生活に似た厳しい状況だったことがうかがえます。戦局の悪化に伴い、入所半年もすると実習と称して各工場の人出不足を補うようになり、1944（昭和19）年になると、徴兵されていく工員の不足を補うために近隣の学校から学徒たちが動員され、工場で勤務にあたるようになりました。

海原会からのお知らせ

公益財団法人海原会は、昭和53年10月創設以来、活動の拠点としてきた品川区大森の事務所からその本部機能の全てを阿見町青宿に移転いたしました。今後は、予科練生の聖地雄翔園が存在する阿見町においてこれまで以上に町民の皆さまのご協力とご支援をいただきながら、戦没予科練生の慰霊と顕彰活動を行ってまいります。事務局では予科練に関する資料や著書も多く保有しておりますので、予科練についてご興味のある人や勉強をしてみたい皆さまは是非お気軽にお越しください。
お待ちしております。

公益財団法人　海原会事務局
〒300-0301　阿見町青宿489番地1慎輝ビル3階
Tel　029-886-5400　Fax　029-886-6400
Email　y-hirano@yokaren.jp

海原会イメージキャラクターの海雄人と空翔太です。よろしくお願いします。

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいつくり　住まいのことなら美都住建へ
【注文住宅】長期優良住宅　高耐震住宅
～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使おう ○手摺付、バリアフリー
～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家
●新築住宅に関する事は ㈱美都住建 検索
建築業知事免許（般-29）第22375号
㈱美都住建
【本社】阿見町実穀1283-10 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら
住まいのことなら LIXILリフォームショップ
茨城県知事免許（5）第5548号
有限会社 美ミ都ッ和ワ
<住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など
<不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理
【本店】牛久市南4丁目45-45 TEL.029-874-2118
【阿見店】阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200

インフォメーション

お知らせ 町学校区児童館の閉館について

町学校区児童館は、老朽化により3月末日にて閉館する事となりました。長期に渡り、学校区児童館をご利用頂き、ありがとうございました。

今後は、二区児童館をご利用ください。よろしくお願いします。

問 二区児童館 ☎843-3282

お知らせ 町教育長が交代しました

新「教育長」に、立原秀一氏が町議会の同意を得て、町長より任命されました。立原教育長の任期は令和3年12月23日から3年間となります。

立原秀一

教育長を務められてきた湯原正人氏が令和3年10月10日の任期満了により退任されました。湯原氏は、平成30年10月に教育長に就任し、3年間にわたり、学力向上や教育環境の整備を進め、町の教育発展のために尽力されました。

湯原正人

問 学校教育課 ☎888-1111（321）

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場『夜間飛行訓練』

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。

▼**日時** 2月8日(火)・9日(水)、15日(火)・16日(水)日没から約3時間以内（各機2時間基準）

問 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課☎842-1211（3420）

お知らせ 竜ケ崎税務署から確定申告のお知らせ

●確定申告には、ご自宅からスマートフォン・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマートフォン申告が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの人はマイナンバーカード対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない人は、お早めの取得をお願いします。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

●所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します

▼**期日** 3月15日(火)まで ※土・日および祝日を除く。ただし、2月20日(日)および27日(日)に限り開場します

▼**場所** 竜ケ崎税務署 別館1階会議室

▼**時間** ▼相談受付：午前8時30分～午後4時▼相談開始：午前9時から

▼**その他** ▼新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の人の申告相談を2月15日(火)以前でも受け付けています。※贈与税については、2月1日(火)以降、申告相談を受け付けています▼確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です▼スマートフォンをお持ちの人は、確定申告会場において、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます▼確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください▼入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある人は入場をお断りさせていただきます▼午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります

問 竜ケ崎税務署☎0297-66-1303

募集 「行政書士無料相談会」開催

行政書士による無料相談会を開催します。

▼**期日** 2月13日(日)

▼**時間** 午後1時30分～4時30分 ※ご相談は1組30分程度

▼**場所** かすみ公民館1階会議室

▼**相談内容** 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

▼**申込方法** 平日の午前9時～午後1時に左記に電話で申し込む

問 県行政書士会 担当：池田☎090-7216-6219

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売
高齢者向け住宅改修工事請負
株式会社 樹里 介護事業部
〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL：887-3421 FAX：887-3422
介護保険指定事業者番号 0873800502

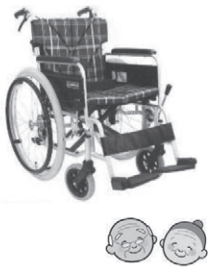

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。

想い伝える贈りもの
サラダ館 阿見中央店
TEL：840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 樹里
TEL：887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

インフォメーション

お知らせ 役場での確定申告相談会に来庁される皆さんへ

今年度の確定申告相談会にお越しいただくにあたりまして、町民の皆さんには、**新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から**、左記に挙げました感染症対策へのご協力を**引き続き**お願いします。

▼**申告会場への入場時に検温を実施します**：37・5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただく場合があります。発熱等の症状がある人や体調のすぐれない人は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いします

▼**マスク着用・手指消毒のお願い**：会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口などで手指消毒をお願いします

▼**少人数での来場**：会場には、可能な限り申告される人おひとりでお越しください。介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しくださいますようお願いします。なお、確定申告相談会に関する内容につきましては、広報あみ1月号通常版（令和3年12月17日発行）をご確認ください

問税務課☎888-1111（151）

募集 令和4年度県障害者スポーツ大会「個人競技」参加者募集

5月に開催予定の令和4年度茨城県障害者スポーツ大会「個人競技」への参加希望者を募集します。申込方法等の詳細については、左記ホームページをご確認の上、町社会福祉課、施設等にお申し込みください。

問県障害者スポーツ・文化協会
☎029-301-3375
Fax029-301-3378
HPhttps://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/7.html

お知らせ 国道125号で実施中の水道管更新工事について

県企業局に属する県南水道事務所では、地域の皆さまに安心・安全な水を今後も安定してお届けするため、老朽水道管の更新工事を進めています。

現在、町掛馬地内の国道125号にて交通規制を伴いながら埋設工事を行っており、沿道にお住まいの皆さま、道路を利用する皆さまには多大なるご迷惑をお掛けしています。

本工事は、美浦村木原の取水ポンプ場から土浦市大岩田の霞ヶ浦浄水場へと導水する水道管の更新工事で、平成24年度から順次進めているものですが、全体計画に対する進捗率は約50％と、事業が長期にわたる見通しであり、現在実施中の工事が完了しても、秋には再び次の工事が開始される予定となっています。

今後も長期にわたりご迷惑をお掛けすることになりますが、本工事は水供給の根幹となる私たちの生活に欠かせないものであることから、何卒ご理解とご協力をたまわりますようお願いします。

問茨城県企業局県南水道事務所整備課☎821-3945
Fax826-1316
Ekinansui02@pref.ibaraki.lg.jp

お知らせ 茨城県の特定最低賃金が改正されました

県最低賃金❶・特定最低賃金❷～❺が次のとおり改定されました。

▼**効力発生日** ❶令和3年10月1日❷～❺令和3年12月31日

❶**県最低賃金**：879円

❷**鉄鋼業**：975円

❸**はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業**：935円

❹**計量器・測定機・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業**：932円

❺**各種商品小売業**：881円

問茨城労働局賃金室☎029-224-6216

お知らせ 『相続登記はお済みですか月間』実施

茨城司法書士会では、昭和59年度より「相続登記はお済みですか月間」を設け、相続が開始していても、その登記手続きが放置されている事案について、点検と確認の呼びかけを続けてきました。

本年度も1か月間の相談期間を設け、相続登記の大切さを啓発する活動を行います。

▼**期間** 2月の1か月間
※土・日・祝日を除く

▼**場所** 県内の各司法書士事務所

▼**相談料** 無料

▼**申込方法** 申し込み先は各司法書士事務所。要事前予約

問茨城司法書士会☎029-225-0111

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！
相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
＊全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見
阿見町役場　阿見小学校　阿見中学校　郵便局　コンビニ　JA
あみ司法書士事務所（神林ビル２階）
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目４番８号
神林ビル２０２号室　あみ司法書士事務所
（簡裁訴訟代理等関係業務認定）司法書士　塙一樹
ＴＥＬ　０２９－８０４－０３８２
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日　午前９：００～午後６：００）
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

家族だけの小さいお葬式
とにかく簡素に　直葬 9.9（税込）万円
火葬だけ行う　火葬式 16.5（税込）万円
通夜をしない　１日葬 29.7（税込）万円
小さな家族葬専門葬儀社　シンプルセレモニー
365日24時間すぐ対応　☎029-846-3130
相談センター：茨城県稲敷郡美浦村受領875-1
ホームページ

お知らせ 成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の成人式典について

民法改正に伴い、令和4年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

町では、成年年齢引き下げ後もこれまでと同様に、当該年度中に20歳になる人を対象年齢として式典を開催します。

式典の名称については、「阿見町 二十歳(はたち)のつどい」に変更します。

問 生涯学習課(中央公民館内)☎888-2526

募集 国際交流ウォーキング『参加者募集』

外国人のみなさんと一緒に早春の筑波山麓を歩いてみませんか。北条大池公園から筑波梅林まで歩きます。

▼**期日** 3月6日(日)
▼**時間** 午前9時～午後2時30分ごろ(受付:午前8時30分から)
▼**集合場所** 町役場正面玄関付近
▼**経路** 北条大池公園～神郡～筑波山神社～筑波山梅祭り会場(道のり約5.5km)
▼**対象** 町民、町国際交流協会会員、町内在住・在勤の外国人 ※小学生は4年生以上
▼**募集人数** 27人(定員で締切)
▼**参加料** ▼会員および外国人:無料▼その他:500円
▼**申込方法** 2月28日(月)までに、電話で左記に申し込む
▼**その他** ▼雨天中止・小雨決行(態度決定:7時)▼北条大池公園までの往路・筑波山梅林駐車場からの帰路は町のバスを利用▼マスク着用、汗拭きタオル・帽子等は各人持参▼昼食は弁当・お茶を配布▼急な登り坂を歩くので健脚の人のみ参加お願いします▼履き慣れた靴で参加してください▼コロナ感染の状況により中止する場合がありますのでご了承ください

問 町国際交流協会事務局☎888-1111(292)
※月～金曜日の午前9時～午後4時

お知らせ 町シルバー人材センターから

●入会説明会開催

▼**日時** 2月8日(火)午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合)
▼**場所** 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館別館)
▼**対象** 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎
※参加希望者は下記へ予約すること

●『マイホームのミニ営繕』引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。

問 (公社)町シルバー人材センター☎888-2036

お知らせ 燃焼試験による燃焼音および燃焼煙が発生する可能性があります

航空装備研究所土浦支所(掛馬1970番地)において燃焼試験を行います。燃焼音および燃焼煙が発生する可能性がありますのでご了承ください。

▼**日時** 2月4日(金)～2月14日(月)のうち3日間
▼**試験回数** 3回
▼**燃焼音等** 中程度(支所境界)

問 防衛装備庁航空装備研究所土浦支所☎887-1168(200)

お知らせ 茨城空港からのお知らせ

茨城空港では、「IBRマイエアポートクラブ」の公式スマートフォンアプリが好評配信中です!

空港利用等で貯まるポイント制度やプッシュ通知による最新情報のお知らせ等、茨城空港を「もっとお得に!」「もっと身近に!」「もっと便利に!」ご利用いただけます。

アプリをダウンロードして、茨城空港から素敵な空の旅をお楽しみください!

※アプリの詳細は左記ホームページをご覧ください

問 県営業戦略部空港対策課利用促進グループ
☎029-301-2761
HP https://www.ibaraki-airport.net/ibr-app/
E airport@pref.ibaraki.lg.jp

募集 『元気いばらき就職面接会(水戸会場)』開催

県では、若年者や離職され、求職中の人および就職氷河期世代の人を対象に合同就職面接会を開催します。

複数の企業の人事担当者と直接お会いできるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前予約不要、参加費無料です。

▼**期日** 2月18日(金)
▼**時間** 午後1時30分～3時30分(受付:1時から)
▼**場所** 県水戸合同庁舎2階大会議室(水戸市柵町)
▼**対象** 若年者や離職中の求職中の人および就職氷河期世代の人
▼**参加企業数** 約20社(予定)

問 県労働政策課いばらき就職支援センター☎029-233-1576

〈広告欄〉

定例相談

人権・行政相談
日　　時　2月3日(木)　午前10時～午後3時
場　　所　役場3階305会議室
問い合わせ　人権相談：社会福祉課☎888-1111
行政相談：総務課☎888-1111

子育て相談
電話・来所相談　月～金曜日　午前9時～午後4時
場　　所　中郷保育所内
訪問相談　随時受付
問い合わせ　地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談
日　　時　月～金曜日　午前9時～午後5時
場　　所　図書館となり
問い合わせ　教育相談センター（やすらぎの園）☎888-1225

心配ごと相談
日　　時　水曜日　午後1時～4時
弁護士相談　月1回午後1時～3時30分　※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場　　所　総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ　町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談
日　　時　月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分
場　　所　町社会福祉協議会内
問い合わせ　町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談
日　　時　月～金曜日　午前9時～正午、午後1時～4時
場　　所　役場1階町消費生活センター
問い合わせ　町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談
期　　日　月・水～金曜日（火曜日は閉庁）
時　　間　午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談　第3水曜日　午後1時～4時　※要予約
場　　所　県土浦合同庁舎
問い合わせ　県南地方交通事故相談所☎823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設
▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課
▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・かすみ・君原公民館▽本郷・舟島ふれあいセンター
▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設
▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日・年末年始を除く）
※休日開庁あり（『広報あみ』お知らせ版参照）

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
健康づくり課 ☎888-2940	吉原交流センター ☎889-0277
福祉センターまほろば ☎887-3969	図書館 ☎887-6331
地域子育て支援センター ☎891-2772	予科練平和記念館 ☎891-3344
阿見消防署 ☎887-0119	総合運動公園 ☎889-2788
火災情報案内 ☎0297-64-0119	教育相談センター ☎888-1225
上下水道課 ☎889-5151	町民活動センター ☎888-2051
霞クリーンセンター ☎889-0091	町男女共同参画センター ☎896-3181
中央公民館 ☎888-2526	消費生活センター ☎888-1871
君原公民館 ☎889-1363	町民ダイヤル ☎887-6600
かすみ公民館 ☎888-8111	牛久警察署 ☎871-0110
本郷ふれあいセンター ☎830-5100	牛久警察署　阿見地区交番 ☎888-0110

2月・3月の納税

2月
固定資産税（4期）
国民健康保険税（8期）
後期高齢者医療保険料(8期)
介護保険料（8期）

納期限 2月28日(月)

3月
国民健康保険税（9期）

納期限 3月31日(木)

救急車出動状況：12月

阿見消防署管内調べ
出場件数 201件(1956)

急　　病	140件(1319)
交通事故	17件(145)
一般負傷	21件(268)
そ の 他	23件(224)
合　　計	201件(1956)

※救急車の適正な利用をお願いします